

同窓会制度の変更に関する件 説明資料の公表 第2回 新しい制度

第2回公表資料では「同窓会の新しい制度」をお伝えします。

1. 問題点の解決方法
 - 1.1. 同窓会の存在意義
 - 1.1.1. 求めるものとの関係性の変化
 - 1.1.2. 均一对応から求めに応じてへ
 - 1.2. 収支の不均衡
 - 1.2.1. 偏る会費の負担
 - 1.2.2. 会費に応じた対応へ
 - 1.3. 役員の負担
 - 1.3.1. 運営環境の変化に伴う負担増
 - 1.3.2. 法的な仕組みに基づく体制作り
2. 新しい制度
 - 2.1. 基本的な部分
 - 2.2. 変更する部分
 - 2.3. 主要な事業に関して
3. 法人化
 - 3.1. 任意団体（現状）の問題点
 - 3.2. 一般社団法人にした場合のメリット
 - 3.3. 一般社団法人にした場合のデメリット
4. 新しい制度の会員
 - 4.1. 一般社団法人の社員との関係
 - 4.2. 正会員と一般会員の相違点
 - 4.3. 会費の減免に関して
 - 4.3. 正会員と一般会員の推定数
5. 新しい制度の組織構成

5.1. 組織の構成

— ・ —

次回（第3回）の説明資料の公表に関して

1. 問題点の解決方法

前回（第1回公表資料）で同窓会制度の変更に関する背景と目的をお伝えしました。同窓会の現状での問題点は以下のとおりです。

- ・同窓会の存在意義（同窓生と同窓会との関係性）
- ・収支の不均衡（偏る会費の負担）
- ・役員の負担（少ないボランティアに依存）

役員会ではこれらの問題点の解決方法を調査、検討、審議を重ねてきました。その結果は以下のとおりです。

1.1. 同窓会の存在意義

同窓生と同窓会との関係が変わりつつあります。同時に同窓会の運営の維持することが難しくなりつつあります。問題点とその解決方法は以下のとおりです。

1.1.1. 求めるものと関係性の変化

現代はひとりが多くのグループやネットワークに属します。つながりが増えると同時にそのつながりは希薄化しています。広く浅い関係性が特徴です。これは社会の進展とともに若年層に顕著です。

現在の卒業アルバムには卒業生の連絡先（住所一覧）はありません。（過去にはありました。）個人情報保護の厳格化が進み、卒業後に直接連絡すること難しくなっています。同時にソーシャルネットワーク（SNS）で同窓生同士が直接つながることができるようになりました。

つながり方やその方法が変わりつつある中で変わらないものもあります。例えば母校野球部が大会出場で上位になったときには、多くの同窓生が応援に集まります。鶴ヶ丘高校の同窓生はそれが顕著です。

母校や同窓会を軸とした関係性よりも、同窓生個人々々のつながりが基礎となり、日常的にはそのつながり（グループ）が強い。そして、大きなイベント時には自ら集まり結集する、という傾向がさらに強くなりつつあると思われれます。

1.1.2. 均一对応から求めに応じてへ

今までは同窓会から連絡できる同窓生には全員に可能な限り情報を提供し、問い合わせなどにも対応することを目標としてきました。

これからは同窓生の希求により柔軟に対応することを提案します。例えば現在全員に発送していた会報誌を、会報誌の発送を望む同窓生のみに発送するなどです。同窓会から積極的に情報を提供するプッシュ型と、同窓生から情報を取りに来ていただくプル型を同窓

生の希望により使い分けます。

1.2. 収支の不均衡

基礎的な収支（プライマリバランス）は過去十数年間かけて改善しました。その結果、基本的な収支は大幅に改善しました。現在の問題は収入と支出の内容です。

1.2.1. 偏る会費の負担

入会金は卒業後5年分の会費として卒業時にお支払いいただいています。そのため、外形的には会費収入には入会金が含まれます。しかし、会費収入の87%は入会金であり、入会金以外の会費収入の割合は6%と大きく入会金に依存しています。

支出は大別すると同窓生のための支出が約72%、母校のための支出が約28%です。入会金以外の収支に焦点を当てると、少数の会費を支払っている同窓生が、会費を支払っていない多くの同窓生への情報の提供や連絡のための費用を負担していることとなります。

現在、会費は厚志によりお支払いいただいています。そのため、強制的に請求することや過去に遡って徴収することはありません。収支内容の改善を行うために請求を明確化したり値上げすることは適切ではないと考えます。前項の関係性の変化や高齢化などの社会情勢や経済的な情勢を勘案すると、請求の明確化や会費値上げは同窓生が同窓会から離れる要因になる可能性が高いと思われます。

1.2.2. 会費に応じた対応へ

会費や寄付金を負担いただいた同窓生には積極的な対応（プッシュ型）を、ご負担いただけない同窓生には効率的な対応（プル型）を行うことを提案します。

現在、入会后5年間の会費として受領している（いわゆる）入会金は、すでにその年代へに向けて活用しています。入会金は卒業時に受領します。卒業は在校と同窓の接点です。卒業「前」という視座でその一部を母校のために活用し、卒業「時」という視座で卒業記念品を贈呈し、卒業「後」という視座で「初めての同期会(*1)」の提供に活用しています。

これからはこの実態を明確化するために、5年間の会費の前払いでなく純然たる入会金とすることを提案します。

*1:「初めての同期会」は卒業後7年経過したときに同期生が集まる機会を提供する同窓会のイベントです。現在、卒業アルバムに住所などの個人情報に掲載していません。そのため同期会を開催することが難しい状況です。また、卒業生が社会人となり転居なども増えて同窓会から連絡が取りづらくなる時期でもあります。同期生の集いの場を提供することと、同窓会からの連絡を継続して行う機会を兼ねて企画されました。

1.3. 役員の負担

「民主的な自治」を運営方針とする同窓会ですが、その自立性（自律性）を維持するた

めに同窓会の運営は同窓生自ら行っています。そのため大きな労力が必要となります。現状では同窓生のボランティアによる役員が無償でその運営を担っています。役員の負担が大きく継続性に問題が生じています。

1.3.1. 運営環境の変化に伴う負担増

個人情報保護への対応、コンプライアンスへの対応、役員のなり手不足により役員の負担は増えつつあります。定例役員会は毎月開催しています。同窓会のイベントは役員が中心となり開催します。学校行事との連携では役員は学校の日程に合わせて仕事を休んで活動する必要があります。そのため、同窓会の活動に必要な時間は、役員ひとり当たり年間で7～10日間、事務局をはじめ日常的な業務を担う役員は年間で30～60日間を費やします。

個人情報保護への対応、コンプライアンスへの対応など最近では、関連する法規や規則などにに基づき従うべき内容や手順が増えています。特に同窓生の個人情報に関しては厳格な管理と取り扱いを求められるため、手続きの煩雑さも増えています。現在も同窓会の業務で必要性があるものに関しては、役員会で審議のうえアウトソースしています。但し、限られた予算のため役員が対応せざるを得ない業務も多くあります。

役員は無償のボランティアであり善意に基づく参加です。指揮命令することや責任を負ってもらうことなどが難しく、参加の日程も強制することはできません。同時に責務や問題が発生した場合の対応なども不明確であり、役員としての地位、責任、権利が明確ではありませんでした。対外的にもコンプライアンスが求められるなかで、役員のなり手はとも少ない状況です。

1.3.2. 法的な仕組みに基づく体制作り

同窓会は任意団体であるため同窓会資産である銀行口座の名義や手続きや、対外的な契約や手続きも、役員個人の名義と責任で行う必要があります。役員の負担を低減して、役員としての地位、責任、権利などを明確化する必要があります。

この問題を解決するために、法的な仕組み（枠組み）に基づく組織にすることを提案します。具体的には一般社団法人として運営することを審議しました。

2. 新しい制度

新しい制度として以下を提案します。

2.1. 基本的な部分

同窓会の諸先輩方が積み重ねてきた基盤と、現在の3万7千名を超える現在の同窓生の旧来からの総意に基づき目的などの基本的な部分は堅持します。目的と運営方針は以下のとおりです。

同窓会の目的は以下の通りです。（現在の会則第3条）

「本会は会員相互の親睦向上を図り、併せて母校の発展に協力することを目的とする。」

同窓会の運営方針は以下のとおりです。（従来の役員会運営方針）

「民主的な自治」

2.2. 変更する部分

時代と社会情勢に合わせて変更する部分は以下のとおりです。

会員への対応方法を以下のとおり変更します。

変更前) すべての会員に均一な対応を行うことを目標とする。

変更後) 会員の同窓会との関係性に応じた対応を行うことを目標とする。

組織とその運営に関しては以下のとおりです。

変更前) 任意団体

変更後) 一般社団法人

2.3. 主要な事業に関して

前項に基づき主要な事業は以下のとおり変更することを想定しています。

会報誌の発送は以下のとおりです。

変更前) 送達可能な同窓生すべてに発送

変更後) 別途設置する発送基準に応じて発送

従来どおりデジタル版会報誌（ホームページでの発信）は継続します。

懇親会の開催は以下のとおりです。

変更前) 毎年開催する。

変更後) 隔年で開催する。

3. 法人化

現在の任意団体である同窓会を一般社団法人にすることを提案します。役員会では法人化に関して審議を重ねてきました。審議の概要は以下のとおりです。

3.1. 任意団体（現状）の問題点

現在の同窓会は任意団体です。現状の問題点は以下のとおりです。

- ・ 銀行預金が役員個人の名義であり個人として対応する必要がある
- ・ 同上、そのための手続きの煩雑さや時間が増えつつある
- ・ 対外的な契約や手続きを役員個人として、個人の責任で行う必要がある
- ・ 役員の権限、義務、責任などの規定に法的裏付けがない
- ・ 寄付に関して対外的な信頼性が十分ではない
- ・ 属人的要素が多く継続性、永続性が十分でない

3.2. 一般社団法人にした場合のメリット

一般社団法人にした場合のメリットは以下のとおりです。

- ・ 法的な主体となれる
- ・ 銀行預金等の資産を法人として保有、管理できる
- ・ 対外的な契約を法人として行える
- ・ 役員（理事）の権限、義務、責任などが明確化される

3.3. 一般社団法人にした場合のデメリット

一般社団法人にした場合のデメリットは以下のとおりです。

- ・ 書類作成や手続きが煩雑化する
- ・ 法人税がかかる

書類作成や手続きが煩雑化するデメリットは、理事の任期に伴うものであったり議事録に関するものであったりしますが、前者に関しては司法書士に依頼することにより低減することができます。後者に関しては現状でも議事録等の整備は行われているため、法人化後に様式を変更することにより対応することが可能です。

法人税に関しては、同窓会は非営利団体ですので法人地方税のみの課税となります。新しい制度では全般的な費用の見直しと低減を実施する予定です。その低減した部分から捻出することが可能なため対応は可能と考えます。

4. 新しい制度の会員

新しい制度は従来の会員種別のうち、正会員を正会員と一般会員に分けることを提案します。また、賛助会員を新設することを提案します。現状では会費を支払う会員と、総会開催時の投票（議決権行使の返信はがきの返信）を行う会員が延べ数で約 1,200 名です。会報誌の発送と合わせて会費の振り込み依頼と総会資料、返信はがきを送付していますが、その費用は毎年約 350 万円必要です。前述のとおりこの不均衡は費用面でも同窓会の最大の負担となっています。これを是正するために実態に合わせて会員を分けました。

新しい制度は会員を正会員、一般会員、特別会員、賛助会員とします。各会員は以下のとおりです。

1) 正会員

日本大学鶴ヶ丘高等学校を卒業した者、または日本大学鶴ヶ丘高等学校の現旧教職員であり、かつ正会員の申し込みをした者

2) 一般会員

日本大学鶴ヶ丘高等学校を卒業した者であり、正会員の申し込みをしていない者

3) 特別会員

日本大学鶴ヶ丘高等学校の現旧教職員であり、正会員の申し込みをしていない者

4) 賛助会員

当会の事業を賛助するため入会した団体または個人

4.1. 一般社団法人の社員との関係

一般社団法人は社員を規定しています。社員には社員総会における議案を提出したり、その議決に参加して議決を行う権利があります。社員は会費の支払い義務があります。一般会員と特別会員は社員ではありません。また、会費の支払い義務はありません。

4.2. 正会員と一般会員の相違点

正会員と一般会員の相違点は、正会員には同窓会から情報やサービスの提供をおこないます。一般会員は原則としてホームページなどから情報を取得していただきます。例として正会員には会報誌を毎年発送します。正会員にはプッシュ型のアプローチ、一般会員にはプル型のアプローチになります。

4.3. 会費の減免に関して

同窓会は 18 歳から 80 歳台までの幅広い年代や世代の同窓生がいます。同窓生の生活や社会的な関係性や地位などの属性も多様です。同窓会や母校に想いを寄せても経済的に厳しい状況の方もいらっしゃいます。

新しい会員種別にした場合、正会員は同窓会や母校と密接な関係性を求められますが、同時に会費の義務も負います。同窓会や母校に想いを寄せても経済的に厳しい状況でも、その想いに寄り添える仕組みが必要です。

会費に関しては減免制度の設置を予定しています。詳細は審議を重ねていきます。

4.4. 正会員と一般会員の推定数

現在の会費や寄付金の収受の状況に基づき各会員種別の推定数を算出しました。

会員の種別と推定数

種類	人格	社員	議決権	会費	会報誌	推定数	
正会員	個人	○	○	必要	毎年	1,500	4.0%
一般会員	個人			不要	3年ごと	36,000	95.4%
特別会員	個人			不要	毎年	220	0.6%
賛助会員	個人			必要	毎年		
	法人			必要	毎年		
	団体			必要	毎年		
合計						37,720	

5. 新しい制度の組織構成

新しい制度は一般社団法人を想定しています。それに合わせて組織構成は以下のとおり変更します。

1) 社員総会

従来の総会を社員総会とします。議決権を持つ社員である正会員により議決します。一般会員、特別会員は議決権を持ちませんが意見を提出できる規約を想定しています。

2) 役員

従来の役員は理事とし、別途監査を設置します。理事のうち、1名を一般法人法第77条の代表理事とします。理事と監事は社員総会の決議により選任します。従来の会計監査は監査の対象範囲が会計業務のみでしたが、監事は理事の職務執行の監査も含みます。

3) 顧問

従来の顧問は引き続き顧問として設置します。

4) 理事会

従来の役員会は理事会とします。

5) 名誉会長

従来の名誉会長は引き続き母校校長を以て名誉会長とします。

5.1. 組織の構成

牽制を行える構成とするための議決機関、執行機関、監査機関を以下とします。

1) 議決機関

社員総会

2) 執行機関

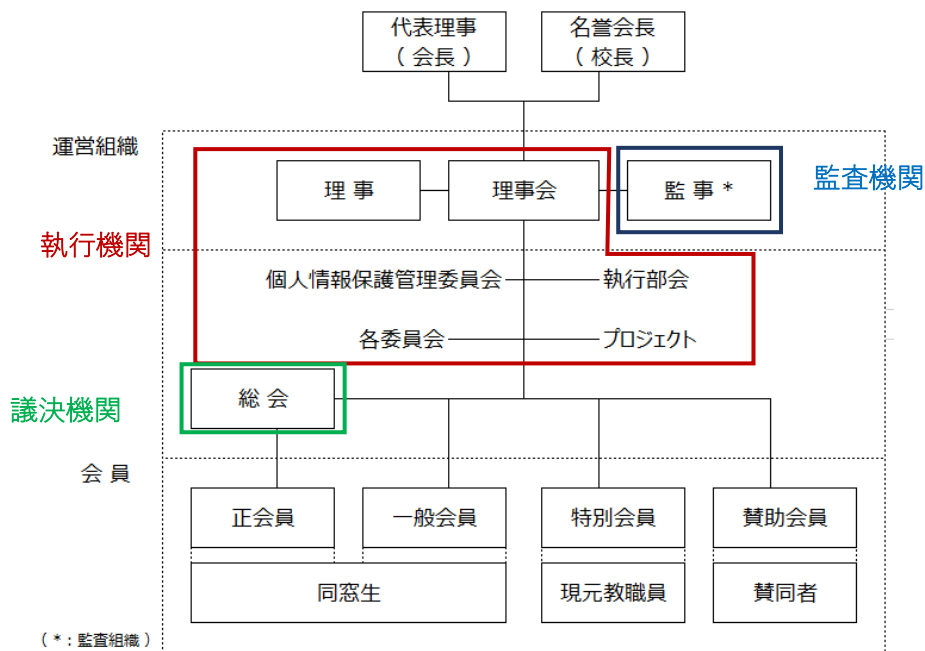
理事会、理事、個人情報保護管理委員会、執行部会、各委員会、プロジェクト

3) 監査機関

監事

以下は図示したものです。

組織の構造



同窓会のあるべき姿に向けて現状の問題点を改善できる制度にすることが必要です。役員会では数年間にわたる調査と検討を重ねてきました。次回の報告では、新しい制度の統制と財務についてお伝えする予定です。

本同窓会は自治で運営しています。役員の皆様も自らの仕事や生活を営みながら無償のボランティアで日々の同窓会活動に従事しています。諸般の制約条件があるなかでどのようにしたら、より良い同窓会、鶴ヶ丘らしい同窓会になるかのご提案も、ご意見と合わせていただけると幸いです。ご指導とともにご提案をお願い申し上げます。特に以下のご意見を求めています。

- ・ 同窓会と母校との関係性
- ・ 会費が未納入の同窓会員へのサービス提供（会報誌の発送など）
- ・ 同窓生向けの支出と母校の発展に資する支出とのバランス

同窓生皆様の多くのご意見をお待ちしています。